

○厚生労働省令第百五十九号

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第十二条の二第三項の規定に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月十日

厚生労働大臣 福岡 資麿

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(法第十二条の二第三項の厚生労働省令で定めるとき)</p> <p>第十一条 法第十二条の二第三項の厚生労働省令で定めるときは、 薬剤師が医師又は歯科医師の処方箋により調剤したときとする。</p>	<p>(法第十二条の二第三項の厚生労働省令で定めるとき)</p> <p>第十一条 法第十二条の二第三項の厚生労働省令で定めるときは、 薬剤師が医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第二十一条第一 項又は歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)第二十一条第 一項の規定により交付された処方箋により調剤したときとする。</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。